

Cartel Watch

第6号

カルテル・ウォッチ本第6号では、2013年の米国および世界のカルテル執行に関する顕著な展開および反トラスト法に基づく継続中のクラスアクションについてまとめています。

刑事執行最新情報

AU Optronics 社の幹部、価格協定に関し無罪

2013年10月10日、カリフォルニア州サンフランシスコの連邦陪審員は、液晶ディスプレイにかかる価格協定の嫌疑に問われていたAU Optronics (AUO) 社の営業部門幹部 Richard Baiを無罪としました。台湾国籍のBai氏は審理のために任意でアメリカに入国していました。起訴された6人のAUO社幹部のうち最後に審理に臨んだのがBai氏でした。AUO社および同社のアメリカ子会社に加えて幹部3名は価格協定に関し有罪とされました。その他2名のAUO社幹部は既に無罪とされていました。AUO社幹部の起訴にかかる訴訟経緯は、陪審は司法省と個人被告の双方にとってリスクがあることを示しています (*United States v. Richard Bai*, No. CR 09-110 SI (N.D. Cal.))。

地方債の入札談合にかかる有罪判決、控訴審で破棄

2013年11月9日、3名の判事からなる連邦第2巡回控訴裁判所は、多数決で、地方債に関する入札談合を理由にアメリカ合衆国に対する詐欺に問われていたGeneral Electric (GE) 社の元幹部複数名に対する有罪判決を破棄しました。彼らは、3年から4年の禁固刑の宣告を受けていました。控訴審において、彼らは、唯一時効にかかっていない行為は意図的に低くされた利息の地方公共団体への支払いであるため、起訴は遅きに失し時効により排斥されると主張しました。判事2人はこれに同意し、そのような支払いは既に完了した謀議の結果に過ぎず、継続中の謀議を助長するものではないと結論付けました。判事1名は同意せず、そのような支払いは「スキームに不可欠」であり、謀議に対する処罰の背後にある立法趣旨は、このような支払いを進行中の謀議を助長する明白な行為と取り扱うことを認めていると理由付けました。本決定は、いかなる行為が謀議に関する時効を延長させ、本来時効によって排斥されるべきものを時効期間内に戻すのかという重要な議論を取り上げています (*United States v. Grimm et al.*, No. 12-4310 (2d Cir. 2013))。

自動車部品

- 東洋ゴム工業、価格協定について有罪答弁—幹部2名起訴—防振ゴム部品および等速ジョイントブーツ: 2013年11月20日、オハイオ州クリーブランドの連邦陪審員は、エンジンマウントおよびサスペンションブッシュ類を含む防振ゴム部品にかかる価格協定の謀議における役割に関し、東洋ゴム工業株式会社(東洋)にかつて雇用されていたハヤシ・マサオおよびノノヤマ・ケンヤを起訴しました。本起訴は、アメリカ合衆国およびその他の地域においてトヨタおよびToyota Motor Engineering & Manufacturing North America Inc. に販売された防振ゴム部品に影響を与えた行為に基づいています (*United States v. Masao Hayasi*, No. 3:13-cr-514 (N.D. Ohio))。6日後、東洋は、アメリカ合衆国およびその他の地域においてトヨタ、日産および富士重

工(スバル)に販売された防振ゴムおよびGKN plcのアメリカ子会社に販売された等速ジョイントブーツに影響を与えた行為を含む防振ゴム部品に関する価格協定について有罪の答弁をしました。司法取引に基づき、東洋はシャーマン法1条違反一罪について有罪を認め、1億2000万ドルの罰金を支払うことに同意しました (*United States v. Toyo Tire & Rubber Co. Ltd.*, No. 3:13-cr-529 (N.D. Ohio).)。

- タカタ幹部3名、価格協定について有罪答弁 – シートベルト: 2013年11月21日、イマミヤ・サブローおよびフジノ・ヨシノブは、トヨタ、ホンダ、日産、富士重工(スバル)およびマツダに販売されたシートベルトにかかる価格協定の謀議について有罪の答弁をしました。司法取引に基づき、被告らはそれぞれ シャーマン法1条違反一罪について有罪を認め、14ヶ月から19ヶ月の禁固刑の宣告に服することに同意しました (*United States v. Yasuhiko Ueno*, No. 5:13-cr-20869 (E.D. Mich.); *United States v. Yoshinobu Fujino*, No. 5:13-cr-20870 (E.D. Mich.); *United States v. Saburo Imamiya*, No. 5:13-cr-20871 (E.D. Mich.))。タカタは既にシートベルトにかかる価格協定の謀議について有罪を認めており、7130万ドルを支払うことになっています (*United States v. Takata Corp.*, No. 2:13-cr-20741 (E.D. Mich.))。

金融サービス

- Rabobank、LIBOR / Euribor の操作に関し10億ドルの支払 – 会長が辞任: 2013年10月29日、Coöperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank B.A. (Rabobank) は、ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) および欧州銀行間取引金利 (Euribor) の操作にかかる起訴延期合意の一環として、3億2500万ドルを司法省に支払うことに同意しました。これは、海外の規制当局とともに、司法省も金融指標に関するカルテル行為に関心を寄せていることを示しています。

立法機関によるカルテル執行の分析

米国上院司法委員会の反トラスト、競争政策および消費者保護部会は、カルテル執行状況の評価の一環として、ヒアリングを実施済みで、また現在も情報収集を行っています。分析の対象となったトピックの中には、1) 違反をした企業および個人に対する適切な処罰レベル、2) 司法省反トラスト局はリーニエンシープログラムに頼らずにカルテル事件を発見し捜査するのに十分なリソースを有しているか、3) 有罪答弁をした被告は、1996年3月15日付けの司法省 – 移民税関執行局覚書のもとにおける「反道徳的犯罪」に該当するいかなる有罪判決にも典型的に伴う米国への15年間の渡航禁止を免れられるようにすべきか、があります。2013年11月14日、民間セクターと学会からの参考人が、現在の反トラスト法上の処罰は寛大に過

ぎカルテル行為を抑止することができないか、それとも、厳しすぎて会社や個人が違反を申告することをためらわせているか、について相反する証言を行いました。司法次官補William Baerはその点に関する特定の立場をとらず、代わりに2013年度における10億ドルを超える罰金を含む司法省による最近のカルテル執行の実績を強調しました。すべての参考人の証言全文については以下のページをご覧ください。 <http://www.judiciary.senate.gov/hearings/hearing.cfm?id=5fa8a4fcfd512d43b3816f1ee71d3537>

上院、内部告発者保護法を全会一致で可決

既にレポートしたとおり (<http://antitrust.weil.com/alerts/senate-passes-criminal-antitrust-whistleblower-bill/>)、米国上院は2013年11月4日に全会一致で刑事反トラスト報復禁止法 (CAARA) を可決しました。同法案は、使用者が反トラスト法上の刑事違反の通報に関して報復することから内部告発者を保護するものです。CAARAの対象は、刑事違反の通報をした従業員に限られ、民事違反を含まず、また同法案は反トラスト法違反行為に自ら着手した、もしくは、司法省の捜査を妨害した従業員を保護しません。CAARAは損害賠償について規定していませんが、従業員に対して原状回復と訴訟費用を保障しています。同法案は現在米国下院で審議されています (*Criminal Antitrust Anti-Retaliation Act of 2013*, S. 42, 113 Cong. (2013))。

司法省、新たな反トラスト刑事執行局トップを指名

11月、司法省は、Brent Snyderを刑事執行担当司法副次官補に指名しました。Snyder氏は、AU Optronicsに関する昨年の裁判および有罪判決を含め、反トラスト局の訴訟代理人としてこれまでに著名な事件をいくつも手がけてきました。Snyder氏は、最近司法省を退いた Scott Hammondの後任です (<http://antitrust.weil.com/cartel-watch/cartel-watch-issue-4-developments-for-q2-2013/>)。Snyder氏のリーダーシップの下でもカルテル執行は引き続き積極的に行われ、かつ最優先であり続けるでしょう。

米国クラスアクションについての追加最新情報

Comcast 社に対するクラスアクション、最高裁からの差戻審でも維持

2013年11月12日、ペンシルヴァニア州フィラデルフィアの連邦地方裁判所は、フィラデルフィア地域のComcast 加入者という限定されたクラスを再認証するよう求める原告の申立てを却下することを求めるComcastの申立てを却下しました。既にレ

ポートしている5月の決定において(<http://antitrust.weil.com/alerts/supreme-court-issues-narrow-ruling-in-antitrust-class-action-case/>)、最高裁判所は、原告の損害モデルは賠償責任理論と厳密に結びついていないという理由で、地方裁判所はComcast加入者にかかる当初のクラスを正確に認証していないと判断していました。競争制限的弊害にかかる原告の理論4つのうち1つのみがComcastによる訴え却下の申立てをしることができましたが、原告の損害モデルは全4理論に基づく総損害を示すにとどまっていた (Comcast Corp v. Behrend, 133 S. Ct. 1426 (U.S. 2013))。差戻審において、連邦地方裁判所は、原告の当初の損害モデルは、Comcast 加入者が居住する当初の郡16個のうち5つのみを含む限定されたクラスを再認証するには十分であると判断しました。地方裁判所は、最高裁判所の判断は「より限定された反トラスト影響モデルに基づく著しく限られたクラス…」を許容していると判示しました (Glaberson v. Comcast Corp., 2013 US Dist. LEXIS 160892 (E.D. Pa.))。

最高裁、Mississippi v. AU Optronicsについて口頭弁論を実施

2013年11月6日、最高裁はMississippi v. AU Optronicsについて口頭弁論を実施しました。論点は、州が父権 (parents patriae) 訴訟を提起している場合に、被告はクラスアクション適正化法 (CAFA) に基づいて州裁判所から連邦裁判所に訴訟の移送をすることができるか、です。父権訴訟の原告は1人(州) ですが、州は、自ら訴えればクラスの構成員になり得た多数の住民に加えられた集合的な損害の回復を訴求します。ヒアリングの焦点のひとつは、父権訴訟を進めさせることに伴って生じ得る懸念でした。判事からの質問の中には、州の検事総長が州内の購入者を代理して訴訟を提起し得る限り、被告は和解をしたがらないのではないかというものもありました (Mississippi ex rel. Hood v. AU Optronics Corp., No. 12-1036 (U.S.))。

液晶ディスプレイ

- Hannstar、価格協定にかかる損害賠償を命じられず：2013年11月20日、カリフォルニア州サンフランシスコの連邦地方裁判所は、Best Buyへの740万ドルの賠償を0ドルに減額しました。前号でレポートしたとおり (<http://antitrust.weil.com/cartel-watch/cartel-watch-issue-5-developments-for-q3-2013/>)、連邦陪審員は、価格協定にかかるHannStar およびその他の被告に対する6週間の審理の末、Best Buy勝訴の評決を下していました。裁判所は、三倍賠償によって2240万ドルになるHannstar に対する740万ドルの評決は、他の当事者との間の2億2900万ドルに上る和解金によって完全に相殺されると判示しました。脱稿時点では、弁護士費用と訴訟費用を求めるBest Buy

の申立てに関する決定は出ておりません。HannStarは第9巡回裁判所に控訴しました (In re: TFT-LCD (Flat Panel) Antitrust Litig., No. 3:07-md-01827 (N.D. Cal.))。

国際的な動向

欧州委員会、金利操作に関し金融機関に対し17億1000万ユーロの罰金

2013年12月4日、欧州委員会 (EC) は、金利指標の操作にかかる謀議について、Deutsche Bank、Société Générale、Royal Bank of Scotland PLC、Citigroupおよびその他4つの金融機関と和解に達しました。EC は、2つの異なるしかし重なり合う部分のある協力合意を公表しました (ひとつはLIBORの操作に関わるもの。もうひとつはEuriborの操作に関わるもの。)。ひとつのカルテルのみに参加したとされる金融機関もあれば、双方に参加したとされる金融機関もあります。Barclays は、Euriborに関するEC の捜査に協力したことを理由に、EC のリーニエンスプログラムに基づいて罰金を100%減額されました。同様に、UBS もECによるLIBOR の捜査に協力したことを理由に罰金を100%減額されました。他の金融機関もリーニエンスプログラムを通じて部分的な罰金減額を確保することができました。

カナダ最高裁、価格協定に関するクラスアクションを取り上げる

2013年10月31日、カナダの最高裁判所は、「転嫁」の抗弁および間接購入者に価格協定にかかる請求原因があるかについて審理しました。既にレポートしたとおり (<http://antitrust.weil.com/articles/the-supreme-court-of-canada-clarifies-the-rules-for-canadian-price-fixing-class-actions/>)、裁判所は、原告の負担が重過ぎると判示して「転嫁」の抗弁を否定しました。加えて、裁判所は、間接購入者には請求原因があると判示することによって、直接および間接双方の購入者にクラスアクションへの扉を開きました。カナダ最高裁判所の決定は、市場の中間チャンネルによって転嫁された不当価格については間接購入者には請求原因がないと述べたIllinois Brick Co. v. Illinois, 431 US 720 (1977) におけるアメリカ連邦最高裁所の決定と対称をなしています。さらに、カナダ最高裁判所は、クラス認証段階における相対的に軽い立証責任についても維持しましたが、これはWalmart v. Dukes, 131 S. Ct. 2541 (2011) および Comcast v. Behrend, 133 S. Ct. 1426 (2013) におけるアメリカ連邦最高裁所の判断と異なっています。

Cartel Watchは、Weil, Gotshal & Manges法律事務所 (767 Fifth Avenue, New York, NY 10153, +1 212 310 8000, <http://www.weil.com>) の Antitrust/Competition プラクティスグループによる刊行物です。

本**Cartel Watch**の内容につきご質問がございましたら、またWeilのAntitrust/Competitionプラクティスについての詳細をご要望の方は、定期的に連絡をお取りいただいているWeilの担当者又は以下の編著者まで、ご連絡ください。

編者:

Steven Reiss (NY)	Bio Page	steven.reiss@weil.com	+1 212 310 8174
Adam Hemlock (NY)	Bio Page	adam.hemlock@weil.com	+1 212 310 8281
Eric Hochstadt (NY)	Bio Page	eric.hochstadt@weil.com	+1 212 310 8538

訳者:

Albert Cahn

© 2013 Weil, Gotshal & Manges LLP. All rights reserved. Quotation with attribution is permitted. This publication provides general information and should not be used or taken as legal advice for specific situations that depends on the evaluation of precise factual circumstances. The views expressed in these articles reflect those of the authors and not necessarily the views of Weil, Gotshal & Manges LLP. If you would like to add a colleague to our mailing list, please [click here](#). If you need to change or remove your name from our mailing list, send an email to weil.alerts@weil.com.